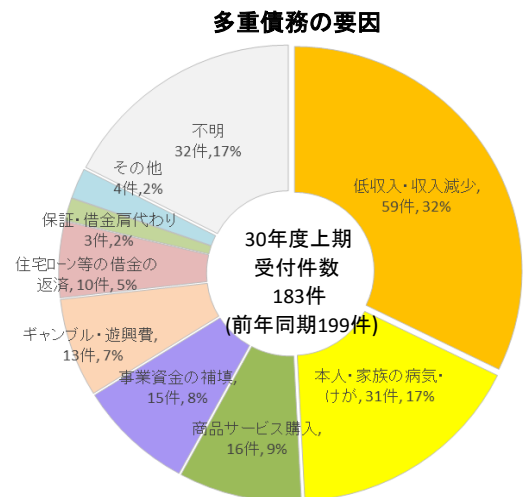
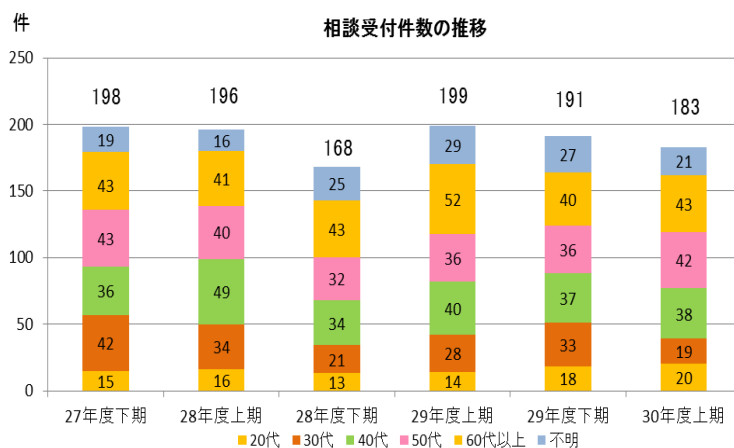


多重債務の主な要因は、 「低収入・収入の減少」「本人・家族の病気・けが」

北海道財務局が受け付けた多重債務者相談について、平成30年度上期（30年4月～9月）の受付状況を取りまとめましたのでお知らせいたします。

1. 平成30年度上期の概要

- うつ病等の病気を原因とする離職や転職による収入減をカードローン等で補填する事例や、低収入から奨学金等の返済が負担となり借入するなど、「低収入・収入の減少」や「本人・家族の病気・けが」などが主要因となっている傾向がみられる。
- 平成30年度上期に受けた相談件数は、183件と前年同期（199件、8.0%減）を下回っている。
- 給与所得者が49%（89件）を占めており、次いで無職が39%（71件）となっている。
- 世帯収入では、300万円未満が46%（84件）と相談者全体の約半数を占めている。
- 負債状況では、200万円未満が全体の40%（73件）を占めている。



※四捨五入の関係から合計が100%にならない場合があります。

2. 相談事例

【事例1：自己破産】

親の介護、治療費がかさみ、ローン、クレジットで生活費補填（50代、給与所得者、男性）

- 互いの親の介護と治療費などの支援のため、生活が苦しかった。10年前500万円程あった借金を自己破産で免責を受けた。その後体調を崩し働けなくなり、クレジットカードで生活費を賄ったが、返済が滞りカードも使えなくなった。このため、妻のカードを無断で使用し、高校生の子の塾代等もカードで払い、本人390万円、妻460万円の負債を負ったほか、税金も滞納した。妻は官報を見る職場にいるため自己破産を拒否。本人のみ自己破産を希望したが弁護士に断られた。どうすればよいか。

● 当局の対応(助言)等

- 夫婦で自己破産をした場合と、妻だけ任意整理した場合の生活設計一覧表を作成したうえ、今後の子供の大学進学費用も含めて検討した結果、本人のみの自己破産では生活の立て直しは難しいと助言した。
- 自己破産で免責を得る前提は、免責することで家計の立直しが見込める場合であり、夫のみの自己破産では免責されない可能性があることや、税金は免除されないため、納税担当者と連絡を取り合うよう促した。
- 上記助言を踏まえた結果、妻も自己破産することを納得し、夫婦合わせて自己破産手続を弁護士に依頼した。

【事例2：自己破産】

教育ローンを目的外使用し授業料支払い困難（50代、会社員、女性、子供2人）

- 離婚後、福祉施設で勤務しており、給与（手取り）16万円程度である。家賃滞納分や生活費の不足分をカードローンで補い、借金が増加した。その後、長男が2年生の専門学校に入学し上京した。学費等を奨学金と教育ローンで賄う予定であったが、生活費等の補てんのため、教育ローンの一部を目的外に使用した。このままでは長男の授業料未納で除籍になるかもしれない。
- **当局の対応(助言)等**
 - 自己破産は全ての借入が対象となるため、教育ローンも整理対象となる。学費、生活費の仕送財源を確保するためには、自己破産によりカードローン等を解消し、毎月の給与から仕送額を捻出するしかない旨助言した。
 - 弁護士からの家計見直しについてのアドバイスや債務整理のため、法テラスを紹介した。この結果、家計見直しが行われ、自己破産することとなった。

【講師派遣等のご案内】

- 当局の専門相談員による多重債務相談出張相談会・相談員向けの勉強会を道内各地で実施しています。債務整理の基礎知識やグループワークによる意見交換を実施し、消費相談、福祉、自立支援、税務などの部署との横連携を図り、多重債務の解消に向けた対応を行っています。
- また、専門家講師によるスキルアップ研修会を全道の相談員向けに実施しています。



(H30.8 北海道財務局で開催した勉強会)

【スキルアップ研修会】

平成31年1月18日に北海道財務局でスキルアップ研修会を4名の専門家講師を招き開催

- 多重債務者対策をめぐる施策の現状と今後の方向性
金融庁企画市場局総務課 信用機構企画室長 直井芳男
- ギャンブル等依存症の概要と相談対応の際の留意点
厚労省精神・障害保健課依存症対策推進室長補佐 溝口晃壮
- 多重債務相談のポイント～明るい地域作りを目指して～
札幌弁護士会消費者保護委員会委員長 弁護士 竹之内洋人
- 奨学金とその相談～正しい方向に導くために～
日弁連貧困問題対策本部委員 弁護士 西 博和

- 北海道財務局では、専門の相談員が「借金の悩み」を親身になってお聴きし、相談者にあった解決方法を提案します。借金でお悩みの方は、ぜひご相談ください。
- 各機関の要望により、多重債務相談に係る相談員の派遣や勉強会の講師を派遣しておりますので、ご要望がある場合は、当局相談窓口にご連絡ください。

☆多重債務に関するご相談等は、
北海道財務局「多重債務者相談窓口（金融監督第三課）」まで！
電話番号：011-807-5144
受付時間：月曜日～金曜日(年末年始及び祝日を除く)
9時～12時、13時～17時
札幌市北区北8条西2丁目 札幌第一合同庁舎11階